平成２４年（フ）第７００７号
大阪市生野区勝山北５丁目11番３号
債務者　吉川えいか
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０１３号
大阪市阿倍野区橋本町７番６号
債務者　北野　正美
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０３２号
大阪市中央区森ノ宮中央２丁目２番２号301
債務者　上内　将敬
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９号
大阪府大東市野崎２丁目３番26号
債務者　梅野　直也
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０６号
福岡県大牟田市新地町14番地７　大牟田市営新地東ひまわり住宅804号
債務者　和田　博雄
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第１０９号
福岡県大牟田市大字橘1251番地１　南橘市営住宅２棟204号
債務者　竜　　義信
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第１２２号
福岡県大牟田市大字歴木85番地１　高泉県営住宅700棟42号
債務者　木下　晴美
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第７８号
北海道赤平市字豊里35番地
債務者　佐藤　秀春
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第８０号
山形県鶴岡市若葉町13番37―２号
債務者　冨樫とよ子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第２０６号
群馬県太田市前小屋町1820番地６
債務者　堀越　康男
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第６６２号
神奈川県平塚市上吉沢923番地の９
債務者　山田　義隆
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６７２号
神奈川県厚木市恩名１丁目６番56―401号
債務者　李　　美貞
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７１８号
神奈川県厚木市戸田1436番地３
債務者　加藤　和江（旧姓大木）
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１号
神奈川県厚木市鳶尾３丁目１番１―501号
債務者　佐野　禎子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２号
神奈川県厚木市鳶尾３丁目１番１―501号
債務者　佐野　淳一
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３号
神奈川県厚木市鳶尾３丁目１番１―501号
債務者　佐野　素彦
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５２８号
新潟市西区上新栄町３丁目９番10号　スカイタウンほそがいＤ―７号
債務者　堀内　貴子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５４号
新潟県新発田市天王377番地
債務者　渡邉　直美
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部